

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十六日

佐賀県人事委員会

委員長 馬 場 昌 平

### 佐賀県人事委員会規則第十九号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職

員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

別表の武雄市の本庁の市長部局（会計課を含む。）の項中「課長」を「課長 所長」に改め、同表の小城市の出先機関の市民病院の項中「事務長」を「事務部長」に改め、同表の神埼市の本庁の市長部局（会計課を含む。）の項中「課長」を「課長 室長」に、「秘書広報課副課長」を「市長公室副課長」に改め、同表の玄海町の出先機関の項中

保育所	所長
玄海園	園長

を

保育所	所長
-----	----

に改め、同表の有田町の

出先機関の項中

共立病院	病院長 副院長 事務長 総看護師長
------	----------------------

を

出張所	所長
共立病院	病院長 副院長 事務長 総看護師長

に改め、同表の白石町の

出先機関の支所の項中「支所長」を削り、同表の太良町の本庁の項中

町長部局（収入役室を含む。）	課長 室長 庶務人事係長
----------------	--------------

を

町長部局（会計課を含む。）	課長 庶務人事係長
---------------	-----------

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。